## 〇国土交通省告示第七百五十一号

建 築 士 法 昭 和 + 五 年 法 律 第 百 号) 第 + 兀 条 第 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 建 築 士 法 第 +兀 条 第

号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 指 定 す る 建 築 に 関 す る 科 目 を 定 8 る 件 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定  $\Diamond$ る

令和元年十一月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建 築 士 法 第 + 兀 条 第 号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 指 定 す る 建 築 に 関 す る 科 目 を 定 8 る 件

第 建 築 士 法 第 + 匹 条 第 号  $\mathcal{O}$ 玉 土 交 通 大 臣  $\mathcal{O}$ 指 定 す る 建 築 に 関 す る 科 目 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 7 ず れ か

に定めるものとする。

次  $\mathcal{O}$ 1 か 5 IJ ま で に 定  $\Diamond$ る 講 義 又 は 演 習 次 号 に お 1 て \_ 必 修 講 義 等 と 1 う。  $\mathcal{O}$ 全 て を 履

修 す る こと に ょ Ŋ 修 得 す る 総 単 位 数 が 兀 十 単 位 以 上 で あ る Ł  $\mathcal{O}$ 

1 七 単 位 以 上  $\mathcal{O}$ 建 築 設 計 製 义 12 関 す る 講 義 又 は 演 習 建 物 主 地 に 定 着 す る 工 作 物  $\mathcal{O}$ う 5 屋 根

及 同 ľ び 柱 又  $\mathcal{O}$ は 壁 建 築 を 有 工 す 事 る  $\mathcal{O}$ ŧ 実 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ た 8 れ に に 類 必 要 す な る 構 図 造 面 を  $\mathcal{O}$ 作 ŧ 成  $\mathcal{O}$ す を 含 ることが む で を き 1 う。 る ょ う 以 に 下 す  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ る た 号 に 8  $\mathcal{O}$ お 講 1 7 義

又 は 演 習 で あ 0 て 建 物  $\mathcal{O}$ 形 態 建 築 材 料 及 び 構 造 を 決 め、 これ 5 を 义 面 に 表 示 す る ے ح を 標

準的な内容とするものをいう。)

口

七 単 位 以 上  $\mathcal{O}$ 建 築 計 画 に 関 す る 講 義 又 は 演 習 へ 空 間 に お け る 建 物  $\mathcal{O}$ 配 置 に 係 る 計 画 を 作 成 す

間 る 際  $\mathcal{O}$ 行 に 考 動 慮 及 す び る 意 ح 識 لح に 与 が え 必 る 要 な 作 用 人 間 に 関  $\mathcal{O}$ す 行 る 動 及 لح び を 意 標 識 潍 並 U 的 12 な 建 内 物 容 کے 及 す び そ る 4  $\mathcal{O}$ 周  $\mathcal{O}$ を 辺  $\mathcal{O}$ 11 う。 空 間  $\mathcal{O}$ あ り 方 が 人

そ 1 う。  $\mathcal{O}$ 他 単 ک 位 れ 以 5 上 12  $\mathcal{O}$ 類 建 す 築 環 る 環 境 境 工 学 が 人 に 関  $\mathcal{O}$ 健 す 康 る 講 に 与 義 え 又 る は 影 演 響 習 に 関 建 す 物 る  $\mathcal{O}$ ے ح 室 内 を に 標 お 準 け る 的 な 光 内 容 音 と 空 す 気 る Ł 温  $\mathcal{O}$ を 度

=備 に る 必 こと 要 単 位 れ な を 5 換 以 標  $\mathcal{O}$ 気 上 設 準  $\mathcal{O}$ 的 建 備 暖 築 な を 房 設 及 内 運 容 び 転 備 لح す 冷 に す 関 る 房 る た  $\mathcal{O}$ す 8 設 る ŧ 12 講  $\mathcal{O}$ 備 を 必 義 要 建 又 1 う。 な は 物 電 演  $\mathcal{O}$ 習 気 安 全 及 性 建 び ガ を 物 ス 確  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 保 快 設 す 適 備 る な 室 そ た 内  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 他 12 環 境 必 れ 要  $\mathcal{O}$ 5 な 形 12 消 成 類 及 火 す 及 び る び 維 設 排 持 備 煙  $\mathcal{O}$ た に  $\mathcal{O}$ 関 設  $\Diamond$ 

ホ 礎 理 几 論 単 位 12 関 以 す 上 る  $\mathcal{O}$ こと 構 造 を 力 学 標 潍 に 関 的 な す 内 る 容 講 لح 義 す 又 る は 演 Ł 習  $\mathcal{O}$ を 建 1 う。 築 物  $\mathcal{O}$ 応 力 又 は 変 形 を 求 8 る 構 造 計 算  $\mathcal{O}$ 基

 $\equiv$ 単 位 以 上  $\mathcal{O}$ 建 築 般 構 造 12 関 す る 講 義 又 は 演 習 建 築 物  $\mathcal{O}$ 般 的 な 構 造 に 関 す ること を 標

潍

的

な

内

容

لح

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

11

う。

1  $\vdash$ そ  $\mathcal{O}$ 単 位 他 以 れ 上 5  $\mathcal{O}$ 建 に 築 類 す 材 る 料 材 に 関 料 に す る 関 す 講 る 義 又 と は を 演 習 標 準 建 的 な 築 内 物 容 に とす 使 用 る さ れ ŧ る  $\mathcal{O}$ を 木 材 1 う。 鋼 材 コ ン ク IJ

チ 単 位 以 上  $\mathcal{O}$ 建 築 生 産 12 関 す る 講 義 又 は 演 習 建 物  $\mathcal{O}$ 企 画 設 計 工 事 施 工 そ  $\mathcal{O}$ 他 これ 5 に

類 す る 建 築 物 が 生 産 さ れ る 過 程 に 関 す ること を 標 潍 的 な 内 容 とす る Ł  $\mathcal{O}$ を 1 う。

IJ 単 位 以 上  $\mathcal{O}$ 建 築 法 規 に 関 す る 講 義 又 は 演 習 建 築 物 に 関 す る 基 準 を 定 8 た 法 令 及 び 建 築 行

政 12 関 す る لح を 標 潍 的 な 内 容 と す る t  $\mathcal{O}$ を 1 う。

必 修 講 義 等  $\mathcal{O}$ 全 て を 履 修 す るこ とに ょ Ŋ 修 得 す る 総 単 位 数 が 兀 + 単 位 未 満 で あ る 場 合 に お 1 7

当 該 必 修 講 義 等  $\mathcal{O}$ 履 修 12 ょ り 修 得 す る 総 単 位 数 と 当 該 必 修 講 義 等 以 外  $\mathcal{O}$ 建 築 に 関 す る 又 は 複

数  $\mathcal{O}$ 講 義 又 は 演 習  $\mathcal{O}$ 履 修 に ょ り 修 得 す る 総 単 位 数  $\mathcal{O}$ 合 計 が 兀 +単 位 以 上 と な る ŧ  $\mathcal{O}$ 

第二 第 <del>\_\_\_</del> に 規 定 す る 科 目  $\mathcal{O}$ 単 位  $\mathcal{O}$ 計 算 方 法 は 学 校 教 育 法 昭 和 + = 年 法 律 第 + 六 号) 12 ょ

大学 を 卒 業 L た 者 に 0 1 7 は 大 学 設 置 基 準 昭 和 三 + 年 文 部 省 令 第 + 八 号 車 門 職 大 学 設 置

基 準 平 成 + 九 年 文 部 科 学 省 令 第三 十三 号) 短 期 大 学 設 置 基 潍 昭 和 五 十 年 文 部 省 令 第 + <del>---</del>

号) 又 は 専 門 職 短 期 大 学 設 置 基 準 平 成 + 九 年 文 部 科 学 省 令 第 三 + 兀 号  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 例 に 同 法 12

ょ る 車 門 職 大 学  $\mathcal{O}$ 前 期 課 程 を 修 了 L た 者 に 0 11 て は 車 門 職 大 学 設 置 基 潍  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 例 12 同 法 に ょ る

高 等 車 門 学 校 を 卒 業 L た 者 に 0 1 て は 高 等 専 門 学 校 設 置 基 潍 昭 和  $\equiv$ + 六 年 文 部 省 令 第 十三 号)

 $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ لح L 旧 大 学 令 大 正 七 年 勅 令 第 三 百 八 +八 号 12 ょ る 大 学 又 は 旧 専 門 学 校

令 明 治 三 + 六 年 勅 令 第 六 + 号) に ょ る 専 門 学 校 を 卒 業 L た 者 12 0 1 7 は 玉 土 交 通 大 臣 が 別 12 定

附則

 $\Diamond$ 

る

Ł

る

1  $\mathcal{O}$ 告 示 は 建 築 士 法 の 一 部 を 改正する法律 平 -成三十. <del>·</del> 年 法律第九十三号) (T) 施 行  $\mathcal{O}$ 日 和二

年三 月 日) か 5 施 行 す る。

2 土交通 通 目 を定 大 建 臣 築 め 省  $\mathcal{O}$ 士 指定 告示 る件 法 第 す 第 + 平 七 兀 建 . 成 百 条 兀 築 <u>二</u> 十 第 に + -号)、 関 号 の 年 国 す 土 玉 科 交 土 建 築 一交通 通 省 士 定 告 法 大 第 め 示 臣 第七 る +  $\mathcal{O}$ 件 指 兀 百四四 条第二号 定 平 す + Ź 成二十年 建 号) 0 築 玉 に 国土 及 土 関 す び 交 Ś 交 建 通 科 通 築 大 士 臣 目 を定 告 法  $\mathcal{O}$ 指定 第 示 第七 +  $\emptyset$ る件 す 兀 条 第 る 百 兀 建 三号 平 築 十二号) ·成二十 12 関  $\bigcirc$ 玉 す は、 土 年 る 交 科 玉

廃 止 す る。

る

る

目

を

省